

平成30年4月19日

原子力規制委員会 殿

東海・大洗原子力規制事務所  
統括原子力運転検査官 栗崎 博

### 平成30年度保安検査実施方針について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所北地区・南地区（試験研究用等原子炉施設）に対する平成30年度保安検査実施方針を下記のとおり定めましたので提出します。

#### 記

#### 1. 基本検査で実施する保安検査の内容

##### (1) 改善活動等の取組状況

計画外事象に対する不適合管理がもれなく行われる仕組みとなっているかを確認するとともに、是正処置及びその有効性評価の実施状況を確認する。

##### (2) 保守管理等の実施状況

- ・安全上重要な施設に対して、施設の有するリスクを考慮した上で、保全の計画が作成され、それを実施する体制・要領が構築され、点検等が適切に行われているか確認する。
- ・施設の老朽化に対処するため、施設の運転・保守等について、作業員の力量を継続的に維持・向上させる取り組み状況を確認する。
- ・廃止措置中の原子炉施設については、維持すべき設備・機器の抽出・評価を行い、当該設備・機器の老朽化を含めて適切な保守管理の状況を確認する。

##### (3) 異常事象発生等の措置

異常事象等が発生した場合について、拡大防止対策や必要な措置が確実に行われるよう、体制、資機材、手順書等が整備され、要員に対し教育・訓練が行われていること等を確認する。

(4) 外部事象等に対する体制の整備状況

外部事象等に対する体制については、新規制基準において強化されているところであり、関連設備・機器等の管理や、非常時の体制、要員の教育訓練、関連マニュアル類の整備など、様々な事業者の取組が重要となっており、外部事象等に対する体制の整備状況について確認する。

(5) 保安検査における改善事項等の実施状況

平成29年度保安検査において大洗研究所が自ら申し出た改善事項等について引き続き改善状況を確認する。

なお、保安検査の内容、期間等は施設の運転状況、検査項目の追加等を勘案して適宜、見直しを行う。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容

該当なし

3. 保安検査実施時期（期間）

<北地区>

- (1) 第1四半期：5月中旬～6月中旬（3日間）
- (2) 第2四半期：8月下旬～9月上旬（3日間）
- (3) 第3四半期：11月下旬～12月上旬（3日間）
- (4) 第4四半期：2月下旬～3月上旬（3日間）

<南地区>

- (1) 第1四半期：6月上旬～6月中旬（2日間）
- (2) 第2四半期：9月上旬～9月上旬（2日間）
- (3) 第3四半期：12月上旬～12月上旬（2日間）
- (4) 第4四半期：3月上旬～3月上旬（2日間）